遺言書

第1条 遺言者は、遺言者の所有する下記の不動産を、妻宮崎ひとみ(昭和35年5月 5日生)に相続させる。

記

(1) 所在 福岡県久留米市六ツ門町

地番 19番10

地目 宅地

地積 200.12平方メートル

(2) 所在 福岡県久留米市六ツ門町19番地10

家屋番号 19番の10

種類 居宅

構造 木造瓦葺弐階建

床面積

壱階 50.32平方メートル

弐階 40.56平方メートル

第2条 遺言者は、ゆうちょ銀行に対する遺言者名義の下記貯金債権を長女宮崎聖子 (昭和59年6月6日生)に相続させる。

記

(1) 通常郵便貯金

記号 12345

番号 11223344

(2) 定額郵便貯金

記号 12356

番号 11122233

第3条 遺言者は、前2条記載の財産を除く遺言者の有する不動産、預貯金、現金その他一切の財産を、長男宮崎直貴(昭和60年8月8日生)に相続させる。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として長男宮崎直貴を指定する。

第5条 遺言者は、本籍福岡県久留米市中央町1番地、松下美紀(平成15年3月3 1日生)を**認知**する。

第6条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として下記の者を指定する。

記

福岡県久留米市中央町38番地23

行政書士 宮崎 信幸

昭和33年3月3日生

付言 長男一郎に多く相続させることにしたのは、一郎に家を守ってもらいたいからです。また、次男二郎にはマンションを購入する際に援助しました。お母さんの気持ちを理解して、兄弟仲よく暮らしてください。

平成27年4月29日

住所 福岡県久留米市中央町38番地23 遺言者 宮崎 信幸 印